

群馬県知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○群馬県知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則 平成十七年三月三十一日規則第五十一号 (趣旨)</p> <p>第一条 知事の所管する手続等を、<u>群馬県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十七年群馬県条例第二十号。以下「条例」という。）に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、法令又は他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。</u></p> <p><u>2 知事の所管する手続等（条例第三条から第六条までの規定を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、法令又は他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の例による。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この規則で使用する用語は、<u>条例</u>で使用する用語の例による。</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 電子署名 <u>次に掲げるものをいう。</u></p> <p>イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号） 第二条第一項に規定する電子署名</p> <p>ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署</p>	<p>○群馬県知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則 平成十七年三月三十一日規則第五十一号 (趣旨)</p> <p>第一条 知事の所管する手続等を_____</p> <p>_____ 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、法令又は条例等に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この規則で使用する用語は、<u>群馬県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十七年群馬県条例第二十号。以下「条例」という。）</u>で使用する用語の例による。</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 電子署名 _____</p> <p>_____ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号） 第二条第一項に規定する電子署名<u>をいう。</u></p> <p><u>(新規)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>名</u></p> <p>ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名</p> <p>二 （略）</p> <p>第三条 （略） (電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第四条 電子情報処理組織（同_____項に規定する電子情報処理組織をいう。<u>以下同じ。</u>）を使用して申請等を行う者は、知事の定めるところにより、知事又はこれに置かれる機関（以下「知事等」という。）の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他知事が必要と認める事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機_____から入力して、当該申請等を行わなければならない。</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>2 知事が指定するところにより電子署名を行うこととされている申請等を行う者は、前項に規定する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを<u>送信</u>_____しなければならない。ただし、知事の定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずるとき_____は、この限りでない。</p> <p>一～三（略）</p>	<p><u>（新規）</u></p> <p>二 （略）</p> <p>第三条 （略） (電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第四条 電子情報処理組織（<u>条例第三条第一</u>項に規定する電子情報処理組織をいう。_____）を使用して申請等を行う者は、知事の定めるところにより、知事又はこれに置かれる機関（以下「知事等」という。）の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他知事が必要と認める事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機<u>であって次に掲げる機能を有するもの</u>から入力して、当該申請等を行わなければならない。</p> <p>一 知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する機能</p> <p>二 知事等の使用に係る電子計算機と通信する機能</p> <p>2 前項の規定により_____申請等を行う者は、同項に規定する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを<u>知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録</u>しなければならない。ただし、知事の定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずるとき、<u>又は県の機関が申請等を行う場合において知事の定める情報処理システムを使用するとき</u>は、この限りでない。</p> <p>一～三（略）</p>

改正後	改正前
3 条例第三条第四項の <u>県の執行機関等が定めるものは</u> 、前項に規定する措置とする。	3 条例第三条第四項の <u>氏名又は名称を明らかにする措置</u> は、前項に規定する措置とする。
4 (略) (削除)	4 (略) 5 知事等は、第一項の規定により申請等が行われるときは、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等について、知事の定めるところにより、当該書面等の提出を省略させることができる。
5 (略) (情報通信技術による手数料の納付)	6 (略) (新規)
<u>第五条 条例第三条第五項の情報通信技術を利用する方法であって県の執行機関等が定めるものは、前条第一項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。</u>	(新規)
<u>(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)</u>	
<u>第六条 条例第三条第六項の県の執行機関等が定める場合は、次に掲げる場合とする。</u>	
<u>一 申請等を行う者について対面により本人確認をするべき事情があると知事が認める場合</u>	
<u>二 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると知事が認める場合</u>	
(電子情報処理組織による処分通知等)	(電子情報処理組織による処分通知等)
<u>第七条 知事等は、電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、知事の定めるところにより、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他知事が必要と認める事項を、知事等の使用に係る電子計算機から入力して行うものとする。</u>	<u>第五条 知事等は、電子情報処理組織（条例第四条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して処分通知等を行うときは、知事の定めるところにより、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他知事が必要と認める事項を、知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。</u>
2 電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を受ける者が電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の意思	(新規)

改正後	改正前
<p><u>を次の各号のいずれかの方法により確認することとする。</u></p> <p><u>一 電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力</u></p> <p><u>二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の届出</u></p> <p><u>三 前二号に掲げるもののほか、知事等が定める方式</u></p> <p><u>3 知事等は、第一項の規定により処分通知等を行うときは、同項に規定する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、書面等により行うときに公印の省略が可能とされる通知は、この限りでない。</u></p> <p><u>4 条例第四条第四項の県の執行機関等が定めるものは、前項に規定する措置とする。</u></p> <p><u>(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)</u></p> <p><u>第八条 条例第四条第五項の県の執行機関等が定める場合は、次に掲げる場合とする。</u></p> <p><u>一 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると知事が認める場合</u></p> <p><u>二 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると知事が認める場合</u></p> <p><u>(電磁的記録による縦覧等)</u></p> <p><u>第九条 知事等は、電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、インターネットを利用する方法、知事等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により行うものとする。</u></p>	<p><u>2 知事等は、前項の規定により処分通知等を行うときは、同項に規定する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、県の機関に対して処分通知等を行う場合で、知事の定める情報処理システムを使用するときは、この限りでない。</u></p> <p><u>3 条例第四条第四項の氏名又は名称を明らかにする措置は、前項に規定する措置とする。</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(電磁的記録による縦覧等)</u></p> <p><u>第六条 知事等は、電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、インターネットを利用する方法、知事等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により行うものとする。</u></p>

改正後	改正前
(電磁的記録による作成等)	(電磁的記録による作成等)
第七条 知事等は、電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る事項を、知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は <u>電磁的記録媒体</u>	第七条 知事等は、電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等を <u>書面等</u> により行うときに記載すべきこととされている事項その他知事が必要と認める事項を、知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は <u>磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）</u> をもって調製する方法により行うものとする。
_____をもって調製する方法により行うものとする。 <u>ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。</u>	
2 条例第六条第三項の <u>県の執行機関等が定めるものは、電磁的記録により作成等が行われた情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて記録すること、又は知事の定める情報処理システムを使用して作成等を行うこととする。</u>	2 条例第六条第三項の <u>氏名又は名称を明らかにする措置</u> は、電磁的記録により作成等が行われた情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて記録すること、又は知事の定める情報処理システムを使用して作成等を行うこととする。
<u>(添付書面等の省略)</u>	<u>(新規)</u>
<u>第十一条 条例第八条の県の執行機関等が定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）第五条に規定するもののほか、知事が別に定めるものとする。</u>	

附 則（令和八年●月●日規則第●号）

この規則は、令和八年四月一日から施行する。